

南部市場事故品処理要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市地方卸売市場業務条例（平成 18 年川崎市条例第 70 号。以下「条例」という。）第 60 条第 1 項ただし書及び川崎市地方卸売市場業務条例施行規（平成 19 年川崎市規則第 1 号。以下「規則」という。）第 70 条の規定に基づき、川崎市地方卸売市場南部市場における卸売業者が卸売をした物品の卸売代金の変更を行う場合の当該物品（以下「販売後の事故品」という。）に係る取扱いについて、その実施のため必要な事項を定めるものとする。

(確認手続)

第 2 条 仲卸業者及び売買参加者は、販売後の事故品の疑いのある物品を発見したときは、現品を添えて、直ちに卸売業者に申し出るものとする。ただし、市長が特に認めた物品については、各号に掲げる部類に応じて申し出ることができる。

(1) 青果部

買受時において現品を検品できない等特別の事由がある物品については、当該物品の取引があった翌日のせり開始時刻までに現品を添えて申し出ることができる。

(2) 水産物部

見本取引をしたもので包装をとかなかったため、直ちに卸売業者に申し出ることができなかった物品については、正午までとする。

(3) 花き部

ア 切花 販売当日の午後 3 時

イ 鉢物 販売当日の午後 3 時

- 2 前項の規定による申出を受けた卸売業者は、販売日の午後 3 時までにはその旨を市長に申し出るものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めたときは、この限りでない。
- 4 検査員は、第 2 項の規定による申出を受けたときは、市長が指定する場所において、速やかに条例第 60 条第 1 項ただし書の確認を第 1 項の申出を受けた卸売業者の立会いの上、確認を行うものとする。
- 5 検査員は、第 1 項の物品について、販売後の事故品と確認したときは、確認票（別紙様式）を卸売業者に交付する。
- 6 市長は、第 4 項の確認の公正を確保するため必要と認めるときは、市場関係事業者等の意見を聴くことができる。

（適用除外）

第 3 条 市長は、卸売をした物品が規則第 70 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合であっても、卸売業者が当該物品の異状の内容を販売前に仲卸業者及び売買参加者に明示していた場合は、減額の対象としないものとする。

- 2 まぐろ・かじき類の販売後の事故品の取扱いについては、南部市場まぐろ・かじき類の事故品処理要領によるものとする。

（確認後の処理）

第 4 条 卸売業者は、交付を受けた事故品確認票に基づき、速やかに規則第 70 条第 2 項に規定する販売後の受託物品確認証明申請書兼証明書（規則第 33 号様式）3 部を市長に提出する。

- 2 検査員は、前号の確認証明申請書を受け付けた場合は、販売後の受託物品確認証明書（規則第 33 号様式）2 部を卸売業者に交付する。

3 卸売業者は、販売後の受託物品確認証明書 1 部を売買仕切書に添付して出荷者に通知しなければならない。

4 確認後の措置

(1) 確認の結果、廃棄処分と決定した事故品は売買が成立しなかったものとする。

(2) 卸売業者は、査定額が決定した事故品については、当該査定額を販売価格としなければならない。

(3) 卸売業者は、前各号により卸売代金を変更した場合については、販売原票下付帳を訂正の上、市長に提出し、南部市場販売原票取扱要領（以下「取扱要領」という。）第 5 条第 1 項に規定する検印（第 3 号様式を受けなければならない。

(4) 検査員の確認を受けて減額を決定した物品に関しては、必要な場合には、取扱要領第 6 条第 1 項に規定する販売原票訂正届出書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第 5 条 有害物品に該当する物品は、この要領の規定によらず、条例第 5 1 条の規定によって処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

(関連要領の廃止)

2 南部市場青果部事故品処理要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和２年６月２１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

別紙様式

確 認 票

卸売業者名.....

出 荷 者 名.....

申出人の氏名又は名称			
品	名		
荷	姿		
等	級		
数	量		
事 故 内 容			
損 敗 程 度 の 率			%
卸売代金の 変更	変更前	単 価	円
		金 額	円
	変更後	単 価	円
		金 額	円
担 当 せ り 人 氏 名			

川崎市地方卸売市場業務条例第 6 0 条第 1 項ただし書の確認の結果、
上記のとおり確認しました。

.....年.....月.....日.....時.....分

川崎市地方卸売市場南部市場検査員.....(※).....

※署名をしてください。